

社会福祉法人 来福

介護職員等処遇改善加算の概要

◇介護職員等処遇改善加算について

特別養護老人ホーム グッドライフ野間	加算Ⅰ
ショートステイ グッドライフ野間	加算Ⅰ
小規模多機能ホーム 笑福	加算Ⅰ

取り組み内容
直接処遇を行う介護職員に対し、給与規程に基づき、1人あたり1,000～5,000円の基本給の昇給を行う。
直接処遇を行う介護職員に対し、給与規程に基づき、1人あたり10,000円の特別手当を支給する。
直接処遇を行う介護職員に対し、給与規程に基づき、1人あたり5,000～10,000円の資格手当を支給する。
直接処遇を行う介護職員のうち、算定期間の全日程に在籍する者に、年間を通じ基本給の3ヶ月分の額の賞与を支給する。
直接処遇を行う介護職員のうち、12月31日、1月1日、1月2日に出勤した者に対し1日あたり2,000円の手当を支給する。

◇介護職員等特定処遇改善加算について

特別養護老人ホーム グッドライフ野間	特定加算Ⅰ
ショートステイ グッドライフ野間	特定加算Ⅰ
小規模多機能ホーム 笑福	特定加算Ⅰ

経験・技能のある介護職員の考え方
介護福祉士資格を有し、当法人で5年以上の勤務経験があり、ユニットリーダー、または介護リーダー等の職に就く、または、同資格を有し当法人にて10年以上の勤務経験がある職員。

賃金改善に関する規定内容
夜勤手当を1回あたり1,000～2,000円増額し、夜勤業務を行った職員に対し支給する。
特定手当を新設し、リーダーに対し30,000～40,000円を毎月支給する。
他の介護職員のうち、貢献度の高い職員の基本給を増額する。
その他の職種に携わる職員のうち、専門性の高い業務に携わり、その業務に関連する資格を持つ職員、または代替の出来ない法人運営の基幹業務に関わる職員に対し5,000～15,000円を毎月支給する。